

南相馬市病院事業の設置等に関する条例の一部改正の概要

1 条例改正の趣旨

総合病院附属小高診療所は、旧小高病院の解体工事に伴い、一時的に小高保健福祉センター内に設置しているが、新たな診療所への移転に伴う位置（所在地）の変更に必要な条例の改正を行うもの。

2 新診療所等の概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 名 称 | 南相馬市立総合病院附属小高診療所 |
| (2) 診療科目 | 内科、外科 |
| (3) 位 地 | 小高区東町三丁目3番地の1 |
| (4) 診 療 日 | 月曜日から金曜日（祝祭日除く） |
| (5) 診 療 時 間 | （午前）8時45分～12時、（午後）14時～17時 |
| (6) 休 診 日 | 土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始 |
| (7) 診療最終日 | 現在の小高保健福祉センター内での診療は12月10日（金）まで（予定） |
| (8) 移転・準備 | 令和3年12月11日（土）～12月15日（水）（予定）
※この期間、診療所は休診予定（実質休診3日） |
| (9) 診療開始日 | 令和3年12月16日（木）（予定） |



（完成予想図）

3 条例の改正内容

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
南相馬市立総合病院附属小高診療所	南相馬市小高区 <u>東町三丁目3番地の1</u>	南相馬市立総合病院附属小高診療所	南相馬市小高区 <u>小高字金谷前84番地</u>

施行期日：この条例は、令和3年12月13日から施行する。

※条例（案）全文は、資料2のとおり

南相馬市病院事業の設置等に関する条例（案）

（病院事業の設置）

第 1 条 市民の健康保持に必要な医療及び介護を提供するため、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）第 4 条及び国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 82 条第 2 項の規定により、病院事業を設置する。

（施設の名称及び位置）

第 2 条 病院事業を行う施設の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

（経営の基本）

第 3 条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 診療科目は、別表第 2 のとおりとする。

3 病床数は、別表第 3 のとおりとする。

（重要な資産の取得及び処分）

第 4 条 法第 33 条第 2 項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が、2,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（不動産の信託の場合を除き、土地については 1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第 5 条 法第 34 条において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 の 2 第 8 項の規定による病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 50 万円以上である場合とする。

（会計事務の処理）

第 6 条 法第 34 条の 2 ただし書の規定に基づき、病院事業の出納その他の会計事務のうち、次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納及び公金の支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第 7 条 病院事業の業務に関し、法第 40 条第 2 項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が 100 万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が 50 万円以上のものとする。

（業務状況説明書類の作成）

第8条 市長は、病院事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、病院事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
南相馬市立総合病院	南相馬市原町区高見町二丁目54番地の6
南相馬市立総合病院附属小高診療所	<u>南相馬市小高区東町三丁目3番地の1</u>

別表第2 (第3条関係)

名称	診療科目
南相馬市立総合病院	内科、消化器内科、循環器内科、小児科、リウマチ科、外科、整形外科、脳神経外科、小児外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、血液内科、呼吸器内科、脳神経内科、心臓血管外科、心療内科、皮膚科、腎臓内科、精神科、その他市長が定める診療科目
南相馬市立総合病院附属小高診療所	内科、外科

別表第3 (第3条関係)

名称	病床数
南相馬市立総合病院	一般病床 250床
	療養病床 50床